

聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 1月23日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町教育委員会規則第1号

聖籠町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則
聖籠町立学校管理運営に関する規則（平成16年教委規則第8号）
の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「こども園」を「幼稚園」に改め、同条第5項中「及
びこども園長」を削る。

第6条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、校長は教育上必要があるときは、あ
らかじめ委員会に届け出て、学校の学期を次のとおり2学期に区分す
ることができる。

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から3月31日まで

第7条を次のように改める。

（休業日）

第7条 法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。
ただし、休業日の年間合計は65日（学校教育法施行規則（昭和2
2年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。）第63条の
規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同
じ。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日
に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日並びに
日曜日及び土曜日を通算するものとする。

- （1） 夏季休業日
- （2） 冬季休業日
- （3） 学年末休業日
- （4） 学年始休業日
- （5） その他委員会が定める日

- 2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設定することができる。ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。
- 3 休業日に授業を行おうとするとき、又は法施行規則第63条の規定以外の授業日に休業しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。ただし、運動会、学芸会等の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行おうとするとき、又は授業日に休業しようとするときは、委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。
- 4 法施行規則第63条の規定によって、臨時に授業を行わない場合においては、この旨を、校長は、速やかに委員会に報告しなければならない。

第25条第1項中「教頭又は副校長、」を「副校長又は教頭、」に改め、同項ただし書中「副校長、」の次に「教頭、」を、「主幹教諭」の次に「、」を加え、「及び」を削り、「指導教諭」の次に「、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員」を加える。

第70条を第72条とする。

第69条第1項中「第30条」を「第33条」に、「第35条」を「第38条」に、「第51条」を「第54条」に改め、第3章第4節中同条を第71条とする。

第68条を第70条とし、第61条から第67条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章第3節中第60条を第62条とし、第59条を第61条とする。

第58条第1項中「副園長は」の次に「、」を、「助け」の次に「、」を、「整理し」の次に「、」を加え、同条を第60条とする。

第57条を第59条とし、第56条を第58条とする。

第3章第2節中第55条を第57条とし、第54条を第56条とす

る。

第53条を削り、第52条を第55条とする。

第2章第7節中第51条を第54条とし、第50条を第53条とする。

第2章第6節中第49条を第52条とし、第38条から第48条までを3条ずつ繰り下げる。

第2章第5節に次の1条を加える。

(学校運営協議会)

第40条 学校に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、学校運営協議会を置く。

2 学校運営協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第37条を第39条とし、第36条を第38条とし、第35条を削り、第34条を第37条とし、第33条を第36条とする。

第32条第2項中「する。」を「し、町費職員にあつては管理栄養士資格を有する者とする。」に改め、同条を第35条とする。

第31条を第34条とする。

第30条第4項中「第29条」を「第30条」に改め、同条を第33条とする。

第29条を第32条とする。

第28条第1項中「司書教諭、」の次に「特別支援教育コーディネーター、」を加え、同条を第31条とし、同条の前に次の2条を加える。

(主幹教諭)

第29条 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

(指導教諭)

第30条 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第27条の見出し中「教頭又は副校長」を「副校長又は教頭」に改め、同条第1項中「教頭又は」を削り、「副校長」の次に「（副校長が置かれていない場合にあっては教頭。以下この条及び次条において同じ）」を加え、同条第2項前段中「教頭」を「副校長」に改め、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第25条の2を第26条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。